

一般財団法人 高久国際奨学財団
Tel/fax 03-5485-6080
E-mail: info@takaku-foundation.com

1 趣旨

日本国内の大学院に在籍している日本人学生のうち、学業人物ともに優秀で、かつ自身の研究に対して積極的に国内外に向け発信していく博士課程の学生に対して奨学支援を行います。

2 応募資格（令和8年4月時点で下記の資格すべてに該当すること）

- (1) 日本国内且つ関東地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県）の大学院に在籍し日本国籍を有する学生。
- (2) 令和8年4月時点で日本の大学院博士後期課程在籍または、令和8年4月以降の入学が許可されており、在学証明書、合格証明書、入学許可書等、入学の内定を証明できる書類のいずれかを提出できる者。
- (3) 令和8年4月時点で在籍期間が残り1年以上あること。
- (4) 指導教授の推薦を受けた者。
- (5) 本奨学生となった場合、他の奨学金や助成金等を受けないこと。（博士課程を対象とした公的な支援制度『日本学術振興会・特別研究員』等も併給不可。但し貸与型奨学金は併給可。）
- (6) 奨学金支給終了後も当財団と通信等を継続する意思のある者。
- (7) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を意図する学生。
- (8) 月例会（月に1回、土曜日）、財団の定めた行事に必ず出席できる学生。＊月例会及び行事への出席は奨学生の義務です。出席できない場合はいかなる理由でも奨学生の資格が取り消しになる場合があります。
- (9) 月末にA4 1枚（1200文字程度）のレポートを必ず提出できる学生。

3 採用人員

約2名

4 奨学金の額と支給の方法

- ・ 奨学金の支給額 月額 7万円
- ・ 支給期間 令和8年4月から令和9年3月まで
- ・ 奨学金の支給方法 毎月当財団月例会で手渡し

5 奨学金の停止

下記の場合は奨学金の支給を停止します。理事会の決定により既に支払われた奨学金の返還を要求する場合があります。

- (1) 病気その他の事由により勉学または研究を継続する見込みのない場合。
- (2) 学業成績不良の場合。
- (3) 勉学または研究の指導者から勉学または研究の継続に不適格とみなされた場合。
- (4) 素行不良、当財団の名誉を傷つける行為をした場合。
- (5) 支給期間内に博士課程を修了（卒業）した場合。（奨学金の支給は終了した月まで）
- (6) 正当な理由なく月例会及び財団の定めた行事を欠席した場合。月例会の出席率が悪い場合。
- (7) レポートの提出期限が守れない場合。
- (8) 奨学金申請書の内容や届け出事項に虚偽が発見された場合。
- (9) 支給期間内に休学した場合。
- (10) 支給期間内に他の奨学金や助成金支給を選択した場合。

6 提出書類（書類は返却しません）

＊各様式の記入漏れ、添付書類の不足、不備等は選考対象外となりますので、送付前に十分確認して下さい。

(1) 奨学金応募書類（所定様式・A4片面印刷）

- ① 申請書（顔写真を添付。）
- ② 推薦書（指導教官による。日本語。全ての質問事項を満たしていれば書式を変更しても結構です。封筒は親展とし、指導教官による厳封のこと。）
- ③ 研究テーマ
- ④ 論文執筆計画
- ⑤ 研究成果
- ⑥ 進路について

※様式はフォーマット通り。各ページ、記入欄が足りない場合には適宜付け足して記入して下さい。

- (2) 成績証明書（学部以降のもの全て）
- (3) 在学証明書
- (4) 住民票
- (5) 結果連絡用の返信用封筒（定型長形3号）1枚（110円切手貼付、自分の住所氏名記入）

注 推薦書以外の書類は封筒から出して提出してください。

7 提出期間

令和7年11月1日より11月30日まで（11月末日の消印有効）

* 提出期間が例年と異なり

ますのでご注意ください。

8 提出方法

郵送：普通郵便またはレターパックライトで郵送のこと。（レターパックプラスおよび書留不可）

9 提出先

〒106-0031 東京都港区西麻布4-17-4 高久国際奨学財団 日本人奨学金申込係

10 選考方法

- 第一次選考【書類選考】選考結果（合格、不合格）は1月下旬に通知します。
- 第二次選考【面接審査】第一次選考合格者には令和8(2025)年2月または3月の土曜日または日曜日に都内某所にて面接を実施します。選考委員会の審査を経て理事会にて最終決定。最終の選考結果は3月末までに通知します。
- 提出された書類は当財団事務局及び選考委員会以外に公表されることはありません。
- 合格者名は、内閣府と特定の民間奨学財団、各大学に通知致しますので予めご了承ください。

11 奨学生の義務

- 当財団の奨学金は、奨学金の停止規程に定める特別の場合を除き返済の義務はありません。
- 毎月月例レポート（1200文字程度）を財団宛に提出し、月例会に参加すること。（月例会は月に1回、土曜日または日曜日に開催。日程は全員の予定を考慮し決定。）
- 学業に励み、健康に留意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとること。
- 本財団の奨学金支給規程、その他の規程を守ること。

質問はE-mail: info@takaku-foundation.comにお問い合わせください。